

第 19 回教育委員会

令和4年12月13日
午後3時30分
市会第6委員会室

案 件

議案第113号 審査請求に対する裁決案について

審査請求に対する裁決案について

次に掲げる事案に関する審査請求について、3記載のとおり裁決する。

1 事案の概要

令和3年3月30日に審査請求人（以下「請求人」という。）から「2020年中学校教科書採択に関して・教育ブロック会議（第1～第4地区）での配布資料、議事録・選定委員長と地区部会長で開催された『連絡会』の日時、次第、配布資料、議事録」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）があった。

教育委員会は、本件請求に係る公文書を特定したうえで、条例第10条第1項に基づき、令和2年度の中学校教科書採択に係る、「各教育ブロック会議の会議要旨または協議メモと配付資料」「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の会議録と配付資料」の公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

この決定に対し、請求人より教育委員会に対し令和3年4月12日に本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）がなされたことから、審査庁である教育委員会が、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った事案。

2 大阪市情報公開審査会の答申

本件決定は妥当である。

《主な理由》

(1) 争点

本件決定に対する審査請求の趣旨として、『教育ブロック会議（第1～第4地区）での議事録』（以下「本件各文書」）の公開を求めたのに対し、公開された文書は『会議録』ではない旨を主張しており、本件審査請求における争点は、本件請求に係る公文書の特定の相当性である。

(2) 本件各文書を特定したことの相当性

- ・本件各文書には、各教育ブロック会議における議事の概要が記載されており、詳細に議事の内容を記した公文書は作成していないこと
- ・「教育ブロック会議」とは、教育長が定めるブロックの区域内における教育委員会事務局の所掌事務のうち、共通して実施する必要がある事務について調査及び審議を行い、統一した方向性を決定するために設置されていること
- ・中学校教科書採択について採択権者は教育委員会であり、教科用図書選定委員会が調査研究をし、教育委員会に答申を行うこと
- ・「教育ブロック会議」は必要に応じて教科用図書選定委員会に資料を提供することはあるものの、教科書採択に直接意見を述べ影響を与えるものではないこと
- ・「教育ブロック会議」は、大阪市の定める「説明責任を果たすための公文書作成指針」において、会議録等の作成を要しないものとされている「市としての意思決定に向け、所属内における意思統一のため調整を行うことを目的とした会議」とみることができること

上記の理由より本件各文書の内容以上に、詳細に記した公文書が作成されていないとしても、何ら不自然、不合理な点は認められない。

3 答申を受けての審査庁としての裁決案

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達したことから、本件審査請求を棄却する。

〈参考〉

「情報公開請求」

大阪市情報公開条例に基づき、市政運営の透明化等を図るため、市民等を問わず、誰もが本市の公文書の公開請求ができる制度

【決定の種類】

- ①公開決定
- ②部分公開決定
- ③非公開決定
- ④不存在による非公開決定

「審査請求」

行政庁が行った処分に関し、行政庁に不服を申し立てることができる制度（不服申立制度。国・地方に共通）

教育委員会における審査請求の流れ ※第三者機関に諮問を行うもの

- ①審査請求人からの申し立て（審査請求）
- ②処分担当課から第三者機関（情報公開審査会など）への諮問
- ③第三者機関からの答申
- ④処分担当課が裁決案を起案し、審査庁である教育委員会へ諮問
- ⑤処分担当課より裁決書送付

○大阪市情報公開条例（抄）

（公開請求に対する措置等）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し市長が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

（審査会への諮問等）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(案)

大市教委第 号

裁 決 書

審査請求人

処分庁

大阪市教育委員会

審査請求人が令和3年4月12日に提起した処分庁による大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づく公開決定（決定通知書の文書番号：令和3年4月8日付け大市教委第360号。以下「本件決定」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 公開請求

審査請求人は、令和3年3月30日、条例第5条の規定に基づき、処分庁に対し、請求する公文書の件名又は内容として「2020年中学校教科書採択に関して・教育ブロック会議（第1～第4地区）での配布資料、議事録・選定委員長と地区部会長で開催された『連絡会』の日時、次第、配布資料、議事録」と表示して公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

処分庁は、本件請求に係る公文書を、令和2年度の中学校教科書採択に係る、「第1教育ブロック会議の会議要旨または協議メモと別紙のとおり」「第2教育ブロック会議の会議要旨または協議メモと別紙のとおり」「第3教育ブロック会議の会議要旨または協議メモと別紙のとおり」「第4教育ブロック会議の会議要旨または協議メモと別紙のとおり」「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の会議録と別紙のとおり」（うち、「第1教育ブロック会議の会議要旨または協議メモ」「第2教育ブロック会議の会議要旨または協議メモ」「第3教育ブロック会議の会議要旨または協議メモ」「第4教育ブロック会議の会議要旨または協議メモ」を、以下「本件各文書」という。）と特定したうえで、条例第10条第1項に基づき、本件決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年4月12日、本件決定を不服として処分庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき本件審査請求を行った。

4 諮問

審査庁である大阪市教育局（以下「審査庁」という。）は、令和3年5月10日、条例第17条の規定に基づき大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求について諮問を行った。

5 答申

令和4年11月22日、審査会から審査庁に対し、「本件決定は妥当である。」という旨の答申があった。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件決定では、「公開決定」となっている。しかし、公開申請した内容は、「教育ブロック会議（第1～第4地区）での議事録」であるが、「公開決定通知書」では「会議要旨または協議メモ」となっている。「会議録」になっていないため、「会議録」の公開を求めて審査請求する。

(2) 審査請求の理由

大阪市での教科書採択では、「教育ブロック会議」が重要な役割を果たしている。したがって、採択の公正性、透明性を確保するためには、「教育ブロック会議」の議事録を公開することは必要である。しかし、本件決定において公開された「会議要旨または協議メモ」は「議事録」には程遠く、どのような議論が行われたのとは理解することができない。しかも「教育ブロック」によって、公開された「会議要旨または協議メモ」の詳しさに差があり、公正性に欠け妥当だとは思えない。

(3) 処分庁の主張に対する反論

ア 大阪市教育局は、「弁明書」の中で、「ブロックの特徴や課題を協議し、ブロックに係る資料を作成する。取り組む必要があると判断した教育ブロックは、ブロック会議で資料を作成し、教科用図書選定委員会に提出することもある。」と述べた。しかし、市教委は、ここで述べた「ブロック会議で作成する資料」の性格、内容について一切触れていない。

教育ブロック会議が議事録を作成しなければならないかどうかは、同会議が実質的に教科書採択過程でどのような位置づけだったのか、「ブロック会議で作成する資料」の性格、内容はどれほど教科書採択に影響を与えているのか、によって判断されるべきである。以下、2020年中学校教科書採択で、教育ブロック会議がどのような役割を果たしたのか、明らかにしていく。

イ 4つの採択地区の教育ブロック会議は、第1回教科用図書選定委員会地区部会までに複数回、会議を開き、「方針」「大切にしたい観点」「調査の観点の重点化」「調査の観点の重点化について検討する際に留意すべきこと」などを検討し、同会議に提出している。さらに、専門調査会や学校調査会にも示し、教科書の調査研究の重要な視点となったのである。言うまでもないが、「方針」「観点」「調査の観点の重点化」は教科書採択の基準にあたる最も重要なものであり、「方針」「観点」が変われば教科書選びも変わる決定的なものである。

第2教育ブロック会議では「第2教育ブロックが大切にしたい観点」を決めている。その際、第2教育ブロック代表は、「教科用図書選定委員会（第2地区部会）において、上記の第2教育ブロックが重視する観点（案）を説明し、学校調査会、専門調査会での調査研究の際に重視するとともに、教科用図書選定委員会（第2地区部会）で答申資料を作成する際にも、同様に取り扱うよう求めることとする。」との文書を付けた。これは明らかに第2教育ブロック会議で決めた「大切にしたい観点」を重視して採択を求るように求めたものである。

第3教育ブロック会議では、「教科書採択に向けた第3教育ブロックとしての方針の方向性（案）」を作成している。その中には、「代表としての重点」が記されており、教科書採択について何を重視するのか、示しているのである。さらに「第3地区の『調査の観点』の重点化について（案）」も審議され、調査の観点の核心部分が議論の対象となっている。

第4教育ブロック会議では、「第4教育ブロックの特色を踏まえ、調査の観点の重点化について検討する際に留意すべきことがら」を検討し、教科書採択の基準を示した。

以上のことから、教育ブロック会議は、教科書採択において、調査研究、採択の基準となるべき内容について検討し、選定委員会、専門調査会、学校調査会で活用された。教科書採択に重大な影響を与えたと言うべきである。

ウ 大阪市教委は、採択方針と方法を示した「令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」に、「教育ブロック会議」が登場しないことを理由にして、「教科書採択において、直接意見を述べ影響を与えるものではない」と述べた。しかし、「教育ブロック会議設置要綱」第2条には、教育ブロック会議が「調査及び審議を行い、意見をとりまとめる」とした内容として、「教育ブロック内の小学校、中学校の教科用図書及び教材に関する事項」があり、教科書採択に関する事務が含まれている。(1)で指摘したとおり、教

育ブロック会議が教科書採択に現に大きな影響を与えていることから、大阪市教委の見解には妥当性がない。

大阪市教委は、教育ブロック会議の役割を踏まえれば、「令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」に明記していないことこそ問題なのである。教科書採択について市民的な関心が高いことに鑑みて、教育ブロック会議の議事録を全面開示するだけでなく、教育ブロック会議が教科書採択にどのように関与するのか、教育ブロック会議が教科書採択にどのような影響を与えたのか、制度上の位置づけを明確にすることが教科書採択の透明性にとって極めて重要である。

エ 大阪市教委は、各教育ブロックの「会議要旨または協議メモ」の内容に差があることに対して、「教育ブロックによって、教育ブロック会議の開催回数や開催時間が異なるため、議事等の詳細にも差がある。」と述べた。しかし、これは全く「弁明」になっていない。審査請求人は、会議参加者の発言を正確に記した議事録を求めているのであり、開催回数や開催時間によって変わるものではない。開催回数や時間にかかわらず、開催された会議の議事録を正確に作成することを求めているだけである。

オ 以上、大阪市教委の「弁明書」は、教育ブロック会議が現実に果たした役割と矛盾しており、現実には教科書採択にも大きな役割を果たしたのである。従って、教科書採択の公正性、透明性を確保するためにも、教育ブロック会議の会議録を全面公開することは市民の知る権利から正当な要求である。ただ、2020年の教育ブロック会議の議事録を今から作成することが物理的に難しいと言うことであれば、審査請求人の主張を認めた上で、次回の採択から議事録を作成することを約束すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

本件各文書は、処分庁が、令和2年度に実施した各教育ブロック会議で作成したものである。ブロック内の全区担当教育次長で組織される教育ブロック会議は、教育長が定めるブロックの区域内における教育委員会事務局の所掌事務のうち、共通して実施する必要がある事務について、調査及び審議を行い、統一した方向性を決定するため、ブロックごとに設置されたものである。教育ブロック会議では、各教育ブロック内の小学校、中学校の学力向上及び生活指導に係る事業の実施に関する事項、教科用図書及び教材に関する事項等共通して取り組む必要があると認めた事項について、ブロックの特徴や課題を協議し、ブロックに係る資料を作成する。取り組む必要があると判断した教育ブロックは、ブロック会議で資料を作成し、教科用図書選定委員会に提出することもある。

教科用図書選定委員会では、採択地区等にあつさわしい教科用図書について調査研究をし、採択権者である教育委員会の判断に資する資料を作成するものである。教育ブロック会議は、教科書採択において、直接意見を述べ影響をあたえるものではなく、また教科書採択のために選出された構成員による会議でもない。

教育ブロック会議は、市の公文書作成指針においての、市としての意思決定に向け、所属内における意思統一のため調整を行うことを目的とした会議にあたり、議事録を作成する対象とならないことから、各教育ブロックでは、会議の記録を、議事録ではなく会議要旨や協議メモとして記録している。

また、教育ブロックによって、教育ブロック会議の開催回数や開催時間が異なるため、議事等の詳細にも差がある。

以上の次第であり、本件決定は条例に則った適正なものである。

理 由

1 審査会の判断

令和4年11月22日付け大情審答申第514号をもって示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

(2) 争点

審査請求人は、本件決定に対する審査請求の趣旨として、「『教育ブロック会議（第1～第4地区）での議事録』の公開を求めたのに対し、公開された文書は『会議録』ではない」旨を主張している。

よって、審査請求人は本件決定に対し、本件請求に合致する公文書が特定されていないことを主張するものと解することができる。

したがって、本件審査請求における争点は、本件請求に係る公文書の特定の相当性である。

(3) 本件各文書を特定したことの相当性

審査会において本件各文書を見分したところ、本件各文書には、各教育ブロック会議の開催日時・方法、出席者、議題、議論の内容（会議の中で出席者から提示された意見の内容）等、各教育ブロック会議における議事の概要が記載されていることが認められる。

また、処分庁によれば、上記各会議において、本件各文書の記載内容よりも詳細に議事の内容を記した公文書（例えば、出席者の発言について、主なものとどまらず、個々の発言内容の要旨レベル及びその発言者まで詳細に記載した公文書）は作成していないとのことである。

なお、「教育ブロック会議」とは、教育長が定めるブロックの区域内における教育委員会事務局の所掌事務のうち、共通して実施する必要がある事務につ

いて調査及び審議を行い、統一した方向性を決定するために設置されているものである。また、中学校教科書採択については採択権者は教育委員会であり、同委員会から諮問を受けた教科用図書選定委員会が教科用図書について調査研究をし、教育委員会の判断に資する資料を作成するなどして、教育委員会に答申を行うものである。「教育ブロック会議」は必要に応じて教科用図書選定委員会に資料を提供することはあるものの、教科書の採択に直接意見を述べ影響を与えるものではない。本件各文書の記載内容から読み取れる各会議における議題・議論の内容等に照らせば、これらの「教育ブロック会議」の位置づけに関する処分庁の説明に特段の疑義は認められない。よって、「教育ブロック会議」は、大阪市の定める「説明責任を果たすための公文書作成指針」において、会議録等の作成を要しないものとされている「市としての意思決定に向け、所属内における意思統一のため調整を行うことを目的とした会議」とみることができることから、本件各文書の内容以上に、個々の発言者の発言内容等を詳細に記した公文書が作成されていないとしても、何ら不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件請求に係る公文書として本件各文書を特定し、公開することとした本件決定は相当である。

(4) 審査会の結論

以上により、審査会としては、本件決定は妥当であると判断した。

2 審査庁の判断

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達した。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年12月 日

審査庁
大阪市教育委員会 教育長 多田 勝哉

公印

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙)

公文書の件名

○第1教育ブロック会議配付資料

第1回

- ・資料5-1 教科用図書選定委員会の推薦について
- ・資料5-2 【参考資料】令和2年度使用教科用図書採択(小学校)の仕組み
- ・資料5-3 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案(その1)
- ・資料5-4 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案(その2)
- ・資料5-5 令和3年度使用教科用図書採択(中学校)に向けたスケジュール案(加筆版)

第2回

- ・資料1 教科用図書選定委員会委員の推薦について

第3回

- ・資料1 令和3年度使用教科用図書の採択結果について

○第2教育ブロック会議配付資料

第1回

- ・資料3-1 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案(その1)
- ・資料3-2 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案(その2)
- ・資料3-3 令和3年度使用教科用図書採択(中学校)に向けたスケジュール案(加筆版)

第2回

- ・資料1 教科用図書選定委員会第2地区部会の選定委員候補者について
- ・資料2 令和3年度使用 中学校教科用図書採択にあたって

第3回

- ・資料1 令和3年度使用 中学校教科用図書採択にあたって
- ・資料1 教科用図書選定委員会第2地区部会の選定委員候補者について

第4回

- ・資料4-1 令和3年度使用教科用図書採択(中学校)について
- ・資料4-2 令和3年度使用大阪市立義務教育諸学校教科用図書(中学校用)の採択結果について
- ・参考 令和3年度使用 中学校教科用図書採択にあたって

○第3教育ブロック会議配付資料

第1回

- ・資料7-1 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案(その1)
- ・資料7-2 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案(その2)
- ・資料7-3 令和3年度使用教科用図書採択(中学校)に向けたスケジュール案(加筆版)

第2回

- ・資料2 中学校教科用図書選定委員会第3地区部会委員候補者について

第3回

- ・資料2-1-1 令和2年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査票【一覧】
- ・資料2-1-2 令和2年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査票【コメント一覧】
- ・資料2-1-3 令和2年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査票
- ・資料2-2 令和2年度使用教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果(第3地区)
- ・資料2-3 令和2年度使用教科用図書選定にかかる地区調査会調査結果(第3地区)
- ・資料2-4 第3地区について
- ・資料2-5-1 【第3地区】令和2年度使用教科用図書選定にかかる答申資料一覧
- ・資料2-5-2 令和2年度使用教科用図書 答申資料(第3地区)
- ・資料2-6 令和2年度使用教科用図書 調査の観点(小学校用)
- ・資料2-7 令和3年度使用教科用図書(中学校用)採択に向けて
～今年度の経緯、課題と改善策(案)について～
- ・資料2-8-1 【参考資料】令和2年度使用教科用図書採択(小学校)の仕組み
- ・資料2-8-2 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案(その1)
令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案(その2)

第4回

- ・資料 教科書採択に向けた第3教育ブロックとしての方向性（案）
- ・資料2-2-1 大阪市立教育委員会規則第33号
大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則
- ・資料2-2-2 ○大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（案）
- ・資料2-3 地区ごとの調査結果について
- ・資料2-4 地区調査の概要

第5回

- ・資料2-1 教科書採択に向けた第3教育ブロックとしての方針の方向性（修正案）
- ・資料2-2 教科書採択における区担当教育次長（地区調査会代表）の役割について
- ・資料 令和3年度資料教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果（第○地区）

第10回

- ・資料 （別添）令和3年度使用大阪市立義務教育諸学校教科用図書（中学校用）の採択結果について

○第4教育ブロック会議配付資料

第1回

- ・資料6-1 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その1）
- ・資料6-2 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その2）
- ・資料6-3 令和3年度使用教科用図書採択（中学校）に向けたスケジュール案（加筆版）

第2回

- ・資料1 教科用図書選定委員会第4地区部会の選定委員候補者について（案）

第4回

- ・資料1 令和3年度使用中学校教科用図書

○大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会連絡会配付資料

- ・教科用図書選定委員会 連絡会 次第
- ・「教科書展示会」アンケート集計
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【全市共通版（中高一貫校用）】
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【第1採択地区版】
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【第2採択地区版】
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【第3採択地区版】
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【第4採択地区版】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【第1採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【第2採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【第3採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【第4採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【咲くやこの花中学校】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【水都国際中学校】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【第1採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【第2採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【第3採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【第4採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【咲くやこの花中学校】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【水都国際中学校】
- ・令和3年度使用学校教科用図書の選定について（中学校）答申

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市情報公開審査会
会長 玉田 裕子

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）から令和3年5月10日付け大市教委第754号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が令和3年4月8日付け大市教委第360号により行った公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和3年3月30日、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容として「2020年中学校教科書採択に関して・教育ブロック会議（第1～第4地区）での配布資料、議事録・選定委員長と地区部会長で開催された『連絡会』の日時、次第、配布資料、議事録」と表示して公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、令和2年度の中学校教科書採択に係る、「第1教育ブロック会議の会議要旨または協議メモと別紙のとおり」「第2教育ブロック会議の会議要旨または協議メモと別紙のとおり」「第3教育ブロック会議の会議要旨または協議メモと別紙のとおり」「第4教育ブロック会議の会議要旨または協議メモと別紙のとおり」「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の会議録と別紙のとおり」（うち、「第1教育ブロック会議の会議要旨または協議メモ」「第2教育ブロック会議の会議要旨または協議メモ」「第3教育ブロック会議の会議要旨または協議メモ」「第4教育ブロック会議の会議要旨または協議メモ」を、以下「本件各文書」という。）と特定したうえで、条例第10条第1項に基づき、本件決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年4月12日、本件決定を不服として実施機関に対し、行政不

服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定では、「公開決定」となっている。しかし、公開申請した内容は、「教育ブロック会議（第1～第4地区）での議事録」であるが、「公開決定通知書」では「会議要旨または協議メモ」となっている。「会議録」になっていないため、「会議録」の公開を求めて審査請求する。

2 審査請求の理由

大阪市での教科書採択では、「教育ブロック会議」が重要な役割を果たしている。したがって、採択の公正性、透明性を確保するためには、「教育ブロック会議」の議事録を公開することは必要である。しかし、本件決定において公開された「会議要旨または協議メモ」は「議事録」には程遠く、どのような議論が行われたのは理解することができない。しかも「教育ブロック」によって、公開された「会議要旨または協議メモ」の詳しさに差があり、公正性に欠け妥当だとは思えない。

3 実施機関の主張（第4）に対する反論

(1) 大阪市教委は、「弁明書」の中で、「ブロックの特徴や課題を協議し、ブロックに係る資料を作成する。取り組む必要があると判断した教育ブロックは、ブロック会議で資料を作成し、教科用図書選定委員会に提出することもある。」と述べた。しかし、市教委は、ここで述べた「ブロック会議で作成する資料」の性格、内容について一切触れていない。

教育ブロック会議が議事録を作成しなければならないかどうかは、同会議が実質的に教科書採択過程でどのような位置づけだったのか、「ブロック会議で作成する資料」の性格、内容はどれほど教科書採択に影響を与えているのか、によって判断されるべきである。以下、2020年中学校教科書採択で、教育ブロック会議がどのような役割を果たしたのか、明らかにしていく。

(2) 4つの採択地区の教育ブロック会議は、第1回教科用図書選定委員会地区部会までに複数回、会議を開き、「方針」「大切にしたい観点」「調査の観点の重点化」「調査の観点の重点化について検討する際に留意すべきこと」などを検討し、同会議に提出している。さらに、専門調査会や学校調査会にも示し、教科書の調査研究の重要な視点となったのである。言うまでもないが、「方針」「観点」「調査の観点の重点化」は教科書採択の基準にあたる最も重要なものであり、「方針」「観点」が変われば教科書選びも変わる決定的なものである。

第2教育ブロック会議では「第2教育ブロックが大切にしたい観点」を決めている。その際、第2教育ブロック代表は、「教科用図書選定委員会（第2地区部会）」において、上記の第2教育ブロックが重視する観点（案）を説明し、学校調査会、専

門調査会での調査研究の際に重視するとともに、教科用図書選定委員会（第2地区部会）で答申資料を作成する際にも、同様に取り扱うよう求めることとする。」との文書を付けた。これは明らかに第2教育ブロック会議で決めた「大切にしたい観点」を重視して採択を求るように求めたものである。

第3教育ブロック会議では、「教科書採択に向けた第3教育ブロックとしての方針の方向性（案）」を作成している。その中には、「代表としての重点」が記されており、教科書採択について何を重視するのか、示しているのである。さらに「第3地区の『調査の観点』の重点化について（案）」も審議され、調査の観点の核心部分が議論の対象となっている。

第4教育ブロック会議では、「第4教育ブロックの特色を踏まえ、調査の観点の重点化について検討する際に留意すべきことがら」を検討し、教科書採択の基準を示した。

以上のことから、教育ブロック会議は、教科書採択において、調査研究、採択の基準となるべき内容について検討し、選定委員会、専門調査会、学校調査会で活用された。教科書採択に重大な影響を与えたと言うべきである。

- (3) 大阪市教委は、採択方針と方法を示した「令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」に、「教育ブロック会議」が登場しないことを理由にして、「教科書採択において、直接意見を述べ影響を与えるものではない」と述べた。しかし、「教育ブロック会議設置要綱」第2条には、教育ブロック会議が「調査及び審議を行い、意見をとりまとめる」とした内容として、「教育ブロック内の小学校、中学校の教科用図書及び教材に関する事項」があり、教科書採択に関する事務が含まれている。(1)で指摘したとおり、教育ブロック会議が教科書採択に現に大きな影響を与えていることから、大阪市教委の見解には妥当性がない。

大阪市教委は、教育ブロック会議の役割を踏まえれば、「令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について」に明記していないことこそ問題なのである。教科書採択について市民的な関心が高いことに鑑みて、教育ブロック会議の議事録を全面開示するだけでなく、教育ブロック会議が教科書採択にどのように関与するのか、教育ブロック会議が教科書採択にどのような影響を与えたのか、制度上の位置づけを明確にすることが教科書採択の透明性にとって極めて重要である。

- (4) 大阪市教委は、各教育ブロックの「会議要旨または協議メモ」の内容に差があることに対して、「教育ブロックによって、教育ブロック会議の開催回数や開催時間が異なるため、議事等の詳細にも差がある。」と述べた。しかし、これは全く「弁明」になっていない。審査請求人は、会議参加者の発言を正確に記した議事録を求めているのであり、開催回数や開催時間によって変わるものではない。開催回数や時間にかかわらず、開催された会議の議事録を正確に作成することを求めているだけである。
- (5) 以上、大阪市教委の「弁明書」は、教育ブロック会議が現実に果たした役割と矛盾しており、現実には教科書採択にも大きな役割を果たしたのである。従って、教科書採択の公正性、透明性を確保するためにも、教育ブロック会議の会議録を全面公開することは市民の知る権利から正当な要求である。ただ、2020年の教育ブロッ

ク会議の議事録を今から作成することが物理的に難しいと言うことであれば、審査請求人の主張を認めた上で、次回の採択から議事録を作成することを約束すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件各文書は、実施機関が、令和2年度に実施した各教育ブロック会議で作成したものである。ブロック内の全区担当教育次長で組織される教育ブロック会議は、教育長が定めるブロックの区域内における教育委員会事務局の所掌事務のうち、共通して実施する必要がある事務について、調査及び審議を行い、統一した方向性を決定するため、ブロックごとに設置されたものである。教育ブロック会議では、各教育ブロック内の小学校、中学校の学力向上及び生活指導に係る事業の実施に関する事項、教科用図書及び教材に関する事項等共通して取り組む必要があると認めた事項について、ブロックの特徴や課題を協議し、ブロックに係る資料を作成する。取り組む必要があると判断した教育ブロックは、ブロック会議で資料を作成し、教科用図書選定委員会に提出することもある。

教科用図書選定委員会では、採択地区等にふさわしい教科用図書について調査研究をし、採択権者である教育委員会の判断に資する資料を作成するものである。教育ブロック会議は、教科書採択において、直接意見を述べ影響をあたえるものではなく、また教科書採択のために選出された構成員による会議でもない。

教育ブロック会議は、市の公文書作成指針においての、市としての意思決定に向け、所属内における意思統一のため調整を行うことを目的とした会議にあたり、議事録を作成する対象とならないことから、各教育ブロックでは、会議の記録を、議事録ではなく会議要旨や協議メモとして記録している。

また、教育ブロックによって、教育ブロック会議の開催回数や開催時間が異なるため、議事等の詳細にも差がある。

以上の次第であり、本件決定は条例に則った適正なものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件決定に対する審査請求の趣旨として、『教育ブロック会議（第1～第4地区）での議事録』の公開を求めたのに対し、公開された文書は『会議録』ではない旨を主張している。

よって、審査請求人は本件決定に対し、本件請求に合致する公文書が特定されていないことを主張するものと解することができる。

したがって、本件審査請求における争点は、本件請求に係る公文書の特定の相当性である。

3 本件各文書を特定したことの相当性

当審査会において本件各文書を見分したところ、本件各文書には、各教育ブロック会議の開催日時・方法、出席者、議題、議論の内容（会議の中で出席者から提示された意見の内容）等、各教育ブロック会議における議事の概要が記載されていることが認められる。

また、実施機関によれば、上記各会議において、本件各文書の記載内容よりも詳細に議事の内容を記した公文書（例えば、出席者の発言について、主なものとどまらず、個々の発言内容の要旨レベル及びその発言者まで詳細に記載した公文書）は作成していないとのことである。

なお、「教育ブロック会議」とは、教育長が定めるブロックの区域内における教育委員会事務局の所掌事務のうち、共通して実施する必要がある事務について調査及び審議を行い、統一した方向性を決定するために設置されているものである。また、中学校教科書採択については採択権者は教育委員会であり、同委員会から諮問を受けた教科用図書選定委員会が教科用図書について調査研究をし、教育委員会の判断に資する資料を作成するなどして、教育委員会に答申を行うものである。「教育ブロック会議」は必要に応じて教科用図書選定委員会に資料を提供することはあるものの、教科書の採択に直接意見を述べ影響を与えるものではない。本件各文書の記載内容から読み取れる各会議における議題・議論の内容等に照らせば、これらの「教育ブロック会議」の位置づけに関する実施機関の説明に特段の疑義は認められない。よって、「教育ブロック会議」は、大阪市の定める「説明責任を果たすための公文書作成指針」において、会議録等の作成を要しないものとされている「市としての意思決定に向け、所属内における意思統一のため調整を行うことを目的とした会議」とみることができることから、本件各文書の内容以上に、個々の発言者の発言内容等を詳細に記した公文書が作成されていないとしても、何ら不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件請求に係る公文書として本件各文書を特定し、公開することとした本件決定は相当である。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 玉田 裕子、委員 小林 美紀、委員 重本 達哉

令和3年度諮問受理第4号

年 月 日	経 過
令和3年5月10日	諮問書の受理
令和3年12月28日	実施機関からの意見書の収受
令和4年1月17日	審査請求人からの意見書の収受
令和4年5月12日	調査審議
令和4年6月6日	調査審議、実施機関の陳述
令和4年7月19日	調査審議
令和4年11月22日	答申

(別紙)

公文書の件名

○第1教育ブロック会議配付資料

第1回

- ・資料5-1 教科用図書選定委員会の推薦について
- ・資料5-2 【参考資料】令和2年度使用教科用図書採択（小学校）の仕組み
- ・資料5-3 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その1）
- ・資料5-4 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その2）
- ・資料5-5 令和3年度使用教科用図書採択（中学校）に向けたスケジュール案（加筆版）

第2回

- ・資料1 教科用図書選定委員会委員の推薦について

第3回

- ・資料1 令和3年度使用教科用図書の採択結果について

○第2教育ブロック会議配付資料

第1回

- ・資料3-1 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その1）
- ・資料3-2 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その2）
- ・資料3-3 令和3年度使用教科用図書採択（中学校）に向けたスケジュール案（加筆版）

第2回

- ・資料1 教科用図書選定委員会第2地区部会の選定委員候補者について
- ・資料2 令和3年度使用 中学校教科用図書採択にあたって

第3回

- ・資料1 令和3年度使用 中学校教科用図書採択にあたって
- ・資料1 教科用図書選定委員会第2地区部会の選定委員候補者について

第4回

- ・資料4-1 令和3年度使用教科用図書採択（中学校）について
- ・資料4-2 令和3年度使用大阪市立義務教育諸学校教科用図書（中学校用）の採択結果について
- ・参考 令和3年度使用 中学校教科用図書採択にあたって

○第3教育ブロック会議配付資料

第1回

- ・資料7-1 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その1）
- ・資料7-2 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その2）
- ・資料7-3 令和3年度使用教科用図書採択（中学校）に向けたスケジュール案（加筆版）

第2回

- ・資料2 中学校教科書用図書選定委員会第3地区部会委員候補者について

第3回

- ・資料2-1-1 令和2年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査票【一覧】
- ・資料2-1-2 令和2年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査票【コメント一覧】
- ・資料2-1-3 令和2年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査票
- ・資料2-2 令和2年度使用教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果（第3地区）
- ・資料2-3 令和2年度使用教科用図書選定にかかる地区調査会調査結果（第3地区）
- ・資料2-4 第3地区について
- ・資料2-5-1 【第3地区】令和2年度使用教科用図書選定にかかる答申資料一覧
- ・資料2-5-2 令和2年度使用教科用図書 答申資料（第3地区）
- ・資料2-6 令和2年度使用教科用図書 調査の観点（小学校用）
- ・資料2-7 令和3年度使用教科用図書（中学校用）採択に向けて
～今年度の経緯、課題と改善策（案）について～
- ・資料2-8-1 【参考資料】令和2年度使用教科用図書採択（小学校）の仕組み
- ・資料2-8-2 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その1）
令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その2）

第4回

- ・資料 教科書採択に向けた第3教育ブロックとしての方向性（案）
- ・資料2-2-1 大阪市立教育委員会規則第33号
大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則
- ・資料2-2-2 ○大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（案）
- ・資料2-3 地区ごとの調査結果について
- ・資料2-4 地区調査の概要

第5回

- ・資料2-1 教科書採択に向けた第3教育ブロックとしての方針の方向性（修正案）
- ・資料2-2 教科書採択における区担当教育次長（地区調査会代表）の役割について
- ・資料 令和3年度資料教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果（第○地区）

第10回

- ・資料（別添）令和3年度使用大阪市立義務教育諸学校教科用図書（中学校用）の採択結果について

○第4教育ブロック会議配付資料

第1回

- ・資料6-1 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その1）
- ・資料6-2 令和3年度使用中学校教科用図書採択の仕組み案（その2）
- ・資料6-3 令和3年度使用教科用図書採択（中学校）に向けたスケジュール案（加筆版）

第2回

- ・資料1 教科用図書選定委員会第4地区部会の選定委員候補者について（案）

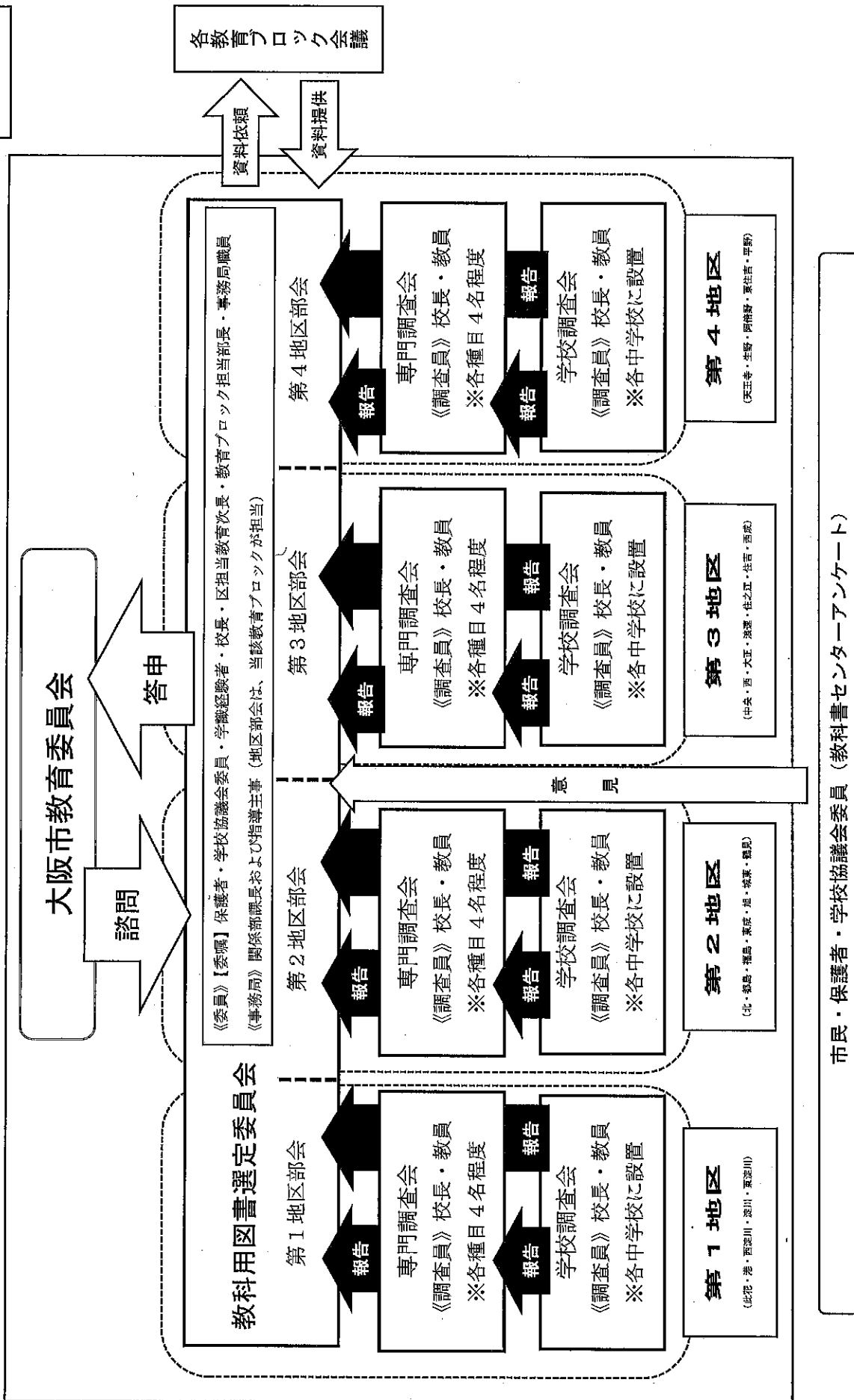
第4回

- ・資料1 令和3年度使用中学校教科用図書

○大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会連絡会配付資料

- ・教科用図書選定委員会 連絡会 次第
- ・「教科書展示会」アンケート集計
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【全市共通版（中高一貫校用）】
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【第1採択地区版】
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【第2採択地区版】
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【第3採択地区版】
- ・令和3年度使用教科用図書 調査の観点（中学校用）【第4採択地区版】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【第1採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【第2採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【第3採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【第4採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【咲くやこの花中学校】
- ・令和3年度使用教科用図書 答申資料【水都国際中学校】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【第1採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【第2採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【第3採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【第4採択地区】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【咲くやこの花中学校】
- ・令和3年度使用教科用図書（中学校）答申資料 総評一覧【水都国際中学校】
- ・令和3年度使用学校教科用図書の選定について（中学校）答申

別添資料



市民・保護者・学校協議会委員（教科書センターアンケート）